

# 令和3年度札幌市エゾシカ捕獲業務仕様書

この仕様書は、発注者札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、「令和3年度札幌市エゾシカ捕獲業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

## I 一般事項

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和3年度札幌市エゾシカ捕獲業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

### 3 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

### 4 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

### 5 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

### 6 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るとともに、業務着手届を提出するものとする。

## 7 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

## 8 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。

## II 業務内容

### 1 業務名称

令和3年度札幌市エゾシカ捕獲業務

### 2 業務目的

札幌市では、石狩地域においてエゾシカの個体数が増加するとともに、エゾシカが市街地周辺に定着していることなどにより、エゾシカによる交通事故や市街地への出没事例が増加している。また、近年、エゾシカの森林植生への食害等による森林の荒廃や生物多様性の衰退なども問題となっており、エゾシカの個体数削減は喫緊の課題となっている。

本業務では、市街地周辺においてエゾシカを捕獲し、生息密度を低下させることにより、エゾシカの市街地への出没及び森林被害の抑制を図る。

### 3 業務の履行期間

契約の日から令和4年2月28日(月)まで

### 4 捕獲対象種

ニホンジカ (エゾシカ)

### 5 捕獲実施地点

清田区有明 195 (白旗山都市環境林内)

### 6 捕獲手法

囲いわな、くくりわな  
(近接した場所に設置することとする)

### 7 業務内容

#### (1) 体制準備

##### ア 業務計画書の作成

業務を効率的に実施するため、業務計画書を作成し、委託者からの了承を得ること。業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

(ア) 業務概要

(イ) 業務行程表

(ウ) 業務従事者一覧表

(エ) 実施方法 (実施期間、捕獲場所、巡回・誘引期間、捕獲方法 等)

(オ) 安全管理規程 (連絡体系図、安全指導體制 等)

##### イ 捕獲許可等の申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく捕獲許可申請等、業務の実施にあたり必要な許可申請については、委託

者と受託者が協議して申請手続きを行うこととする。

#### ウ 実施体制

エゾシカの生態及び捕獲に関する知見を有する者2名1組以上の体制を原則とする（ただし、(2)捕獲に係る「エ 誘引及び給餌」及び「オ 巡回」を除く）。また、受託者は、現場で作業を実施する際には、必要な狩猟免許（わな猟及び銃器による止め刺しを行う場合は第1種銃猟）を有する者を従事させることとし、委託者が交付する指示書及び北海道が交付する従事者証を携行させるとともに、有害鳥獣駆除員の腕章を着用させること。

#### エ 資機材の準備

捕獲用のパネル式囲いわな1基及びくくりわな10基は、委託者が準備したものを使用することとし、追い込み部増設用の追加のパネル、自動撮影カメラ、運搬用車両、エゾシカ捕獲用機材等、その他の業務の実施に必要な資機材は、受託者が準備するものとする。

委託者が準備するもの	受託者が準備するもの
パネル式囲いわな 1基 くくりわな 10基	追加パネル（追い込み部増設用） 自動撮影カメラ 運搬用車両 エゾシカ捕獲用機材 ほか

#### オ 業務区分及び予定数量

業務区分		単位	予定回数	備考
①	【囲いわな】巡回	回	28	
②	【囲いわな】給餌	回	14	
③	【囲いわな】除雪	回	8	
④	【囲いわな】捕獲個体処理	回	3	
⑤	【くくりわな】巡回	回	28	
⑥	【くくりわな】給餌	回	14	
⑦	【くくりわな】捕獲個体処理	回	2	
⑧	【くくりわな】移設	回	1	

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

### (2) 捕獲

#### ア 囲いわなの設置

パネル式囲いわな1基を、委託者の指示する場所から捕獲場所へ輸送し、設置する。わなの設置の際、パネルを追加し、保定・止め刺しのための追い込み部を増設すること。

なお、わなの設置にあたっては、委託者と協議のうえ、現地で最も効率的に捕獲できるよう、適切に設置場所及び設置方法を決めること。

また、わなには標識（住所、氏名、許可証番号等を記載すること）を設置するとともに、必要に応じて、林道等の入り口など一般市民への周知が必要な箇所に注意喚起看板等を設置すること。注意喚起看板の設置場所等については、委託者と協議のうえ決めることとする。

#### イ くくりわなの設置

くくりわな 10 基を、委託者と協議のうえ、適切な場所及び方法で設置する。

また、わなには標識（住所、氏名、許可証番号等を記載すること）を設置するとともに、必要に応じて、林道等の入り口など一般市民への周知が必要な箇所に注意喚起看板等を設置すること。注意喚起看板の設置場所等については、委託者と協議のうえ決めることとする。

#### ウ 自動撮影カメラの設置

囲いわな及びくくりわなの周辺並びに囲いわなの内部に、エゾシカの誘引状況及び捕獲状況がリアルタイムで確認できるよう、受託者が準備する自動撮影カメラを設置する。

また、直射日光や木漏れ日、障害となる草などに注意し、目的の場所が適切に撮影されるよう設置場所及び設置方法を定めること。

#### エ 誘引及び給餌（囲いわな、くくりわな）

エゾシカのわなへの警戒心を解き、効率的に捕獲を実施することを目的として、わなの内部及び周辺に誘引餌（圧ペンコーン、圧ペン大麦等）を設置し、エゾシカを誘引する（1回あたりの時間は囲いわな 20 分、くくりわな 20 分を想定）。餌は受託者が調達することとし、エゾシカの誘引状況等を踏まえて、種類、量、設置場所等について、より効果的な設置方法を検討すること。

なお、採食等によって餌の量が減っている場合には、餌がなくならないよう適宜新しい餌を補給するとともに、誘引が不調の場合など、古い餌が残っている場合には、古い餌を取り除いたうえで、新しい餌を補給すること。

#### オ 巡回（囲いわな、くくりわな）

巡回は、事前誘引時及びわな稼働時は原則 2 日に 1 回以上の頻度で行うこととし、誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡、自動撮影カメラの撮影状況等、エゾシカの誘引状況を確認すること（1回あたりの時間は囲いわな 420 分、くくりわな 20 分を想定）。

また、巡回の際には、わな及び自動撮影カメラの稼働に不具合や誤作動が発生していないか点検し、不具合等が見受けられた場合には、適切にメンテナンス及び再設置を行うこと。

なお、自動撮影カメラについては、記録媒体及び電池の交換を定期的に行うこととし、常に撮影が行われるように注意すること。

#### カ 捕獲

自動撮影カメラ等でわなにかかったことが確認された場合は、可能な限り同日中に捕獲対応を行うこと。捕獲した個体は、委託者と協議した場所において、原則電気による止め刺しを行い、殺処分することとする。止め刺しの際には、安全面に十分配慮するとともに、捕獲個体に不必要な苦痛を与えないよう、適切な方

法で止め刺しを行うこと。

#### キ 捕獲個体の処理

止め刺しした個体は、受託者が適切に処理すること。

なお、食肉の利用促進の観点から、自己負担により捕獲個体を食肉加工場へ持ち込むことを希望する場合は認めることとするが、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じるとともに、委託者が食肉利用の実態等に関する情報提供を求めた際には、速やかにこれに応じること。なお、食肉加工場からの対価を受け取ってはならない。

#### ク くくりわなの移設

エゾシカが誘引されないなど、エゾシカの効率的な捕獲が難しいと考えられる場合には、同捕獲区域内の別地点へ、くくりわな及び自動撮影カメラを移設すること。

#### ケ わなの撤去

業務終了後、わなを撤去し、捕獲場所から委託者の指示する場所へ輸送し、格納すること。

なお、わな等の撤去箇所については、整地等を行い原形に復旧するとともに、使用した誘引餌は他の動物の誘因を防止するために、速やかに除去し適切に処分すること。

#### ク 除雪

林道等の除雪作業を行う場所は添付図（別紙）を標準とし、実施日や回数については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### ケ 期間

本業務の実施期間は令和4年2月28日（金）か、予算の上限額に達した日のいずれか早い日までとする。

### (3) その他

#### ア 安全対策の徹底

受託者は、業務の実施にあたり、必要な安全対策を十分に講じること。なお、委託者は業務上の事故等に係る保証は一切行わないため、受託者は業務従事者の安全対策を十分に講じること。

#### イ エゾシカ以外の動物の誘引及び錯誤捕獲の防止

キツネやヒグマなど、エゾシカ以外の動物を誘引及び捕獲しないよう、十分に配慮すること。

錯誤捕獲によりエゾシカ以外の動物が捕獲された場合には、速やかに委託者の指示を仰ぎ、対応方法について協議すること。なお、麻酔等を使用し錯誤捕獲個体を放獣することとなった場合に生じた費用については受託者が負担することとする。

#### エ 他事業による奨励金等

本業務の捕獲個体を用いて、都道府県、市町村等が行う他事業の奨励金等を受けてはならない。

#### オ 業務の中止等

天候不良等により、業務の実施が困難な場合には、委託者と受託者が協議のう

え、その日の作業を中止することができるものとする。この場合、作業日報等に中止の理由及び協議内容等について記載すること。

## 7 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、承諾を得ること。

### (1) 業務着手時

- ア 業務計画書
- イ 業務着手届
- ウ 業務の実施にあたって必要な狩猟免許の写し
- エ 捕獲許可申請に必要な従事者名簿
- オ 傷害保険及び損害賠償保険の保険証の写し

### (2) 業務着手中

#### ア 作業日報

受託者は、毎日の誘引・捕獲状況等について作業日報を作成し、毎月末に提出すること。なお、作業日報等に添付する写真については、「8 事業写真」を参考にすること。

#### イ 自動撮影カメラ等撮影記録

エゾシカの誘引状況等を自動撮影カメラで記録し、撮影データ等を整理したうえで毎月末に提出すること。

### (3) 業務完了時

#### ア 報告書

業務の実施結果及び捕獲個体の記録・写真等を取りまとめた報告書を作成し、印刷物として1部提出するとともに、報告書及び報告書作成時に使用した図表等の電子データ（PDF形式及び作成時のファイル形式）をCD-ROM等の電子媒体により提出すること。

#### イ 業務完了届

業務完了後、直ちに1部提出すること。

#### 【提出先】

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階南側)

## 8 事業写真

### (1) 写真の規格

写真の規格はE判(8.5 cm×11.5 cm)を標準とし、A4判台紙(工事写真帳等)に整理するものとする。

### (2) 写真の撮影方法について

ア 施行地ごとに、次により事業着手前及び事業完了後の写真を1組以上撮影し、「提出写真一覧表」により、補助金交付申請書に1部を添付して提出するものとする。

#### イ 写真撮影基準

(7) 事業着手前及び事業完了後

a 撮影位置は、同一箇所から撮影するものとし、事業箇所の全体が判別できるよう撮影するものとする。

b 写真撮影にあたっては、原則として次の項目について記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- (a) 事業名
- (b) 作業種・工種等
- (c) 森林所有者氏名
- (d) 林小班
- (e) 面積
- (f) 林令
- (g) 撮影年月日

(イ) 捕獲後

捕獲した個体の尾と両耳の全体にスプレー塗布し、捕獲事業体名・捕獲者名・捕獲日時・捕獲場所・事業名を明記した黒板等とともに、次のとおり撮影する。

- a 捕獲個体全体と捕獲者、捕獲場所が特定できる写真
- b スプレーした尾と両耳が判別できる写真

9 その他

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (6) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること
- (8) 業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- (9) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。
- (10) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (11) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。



- (12) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (13) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (14) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。
- (15) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。別添「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

問い合わせ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2879

担当 鎌田・清尾・佐々木